

## 田原本町コミュニティバス実証運行委託業務仕様書

### 1 目的

当町では、平成 29 年に民間事業者の路線バスが全て廃止され、それによって生じたいわゆる「公共交通空白地域」への対応が大きな課題である。こうした課題に対応するため、平成 22 年 9 月から平成 30 年 6 月まで、乗合型デマンドタクシー「ももたろう号」の運行に取り組み、平成 30 年 7 月からは通常タクシー初乗り運賃を助成する「タワラモトタクシー」へと移行し、現在に至っている。今後、高齢化が一層進行し、免許返納者も増えていくと考えられる中、老若男女や町外から町内へ来た方等を含め、誰でも乗れる新たな移動手段の確保に向け、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）により、当町で実証的に実施する定時定路線型コミュニティバスについて、その運行事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、事業者からの提案を募るものである。

### 2 業務の概要

当町では、「田原本町地域公共交通計画」に基づき、地域のニーズに合った効率的な公共交通体系の構築を行うべく、自家用有償旅客運送により、町内において、田原本町コミュニティバス実証運行業務を行うもの。

### 3 委託業務名

田原本町コミュニティバス実証運行委託業務（以下「本委託業務」という。）

### 4 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで  
（運行開始は、令和 5 年 10 月 2 日）

### 5 事業主体

田原本町

### 6 運行路線について

運行路線は、田原本駅を中心に駅の東西を運行する 1 路線とする。

### 7 運行日、運行ルート及びダイヤについて

- (1) 土曜、日曜及び祝日並びに 12 月 31 日から 1 月 3 日までは全便運休とし、それ以外を運行日とする。運行ルート及びバス停については、別紙 1 を基本として提案すること。
- (2) ダイヤの作成に当たっては、別紙 2 を基本とするが、道路の狭隘の程度や、費用対効果等を考慮して提案すること。
- (3) 運行ルート・ダイヤ等は、今後の公安委員会、道路管理者、土地所有者及び受託

者等との協議により一部変更があり得る。

## 8 業務内容

### (1) 運転業務

ア 運転業務員は、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障を及ぼさないようにすること。

イ 運転業務員は、田原本町コミュニティバスを運転していることを自覚し、安全運転を行うこと。また、乗客の降り忘れが起こらないよう、次の停留所について乗客へアナウンスを行うこと。

ウ その他運転業務について、提案すること。

### (2) 運行管理業務

ア 運行管理業務の範囲は運行業務全体の管理に係る一切の業務とする。

イ 安全第一とし、确实、円滑に運行するため、無理な運行計画及び配車指示にならないようにするとともに、運転業務員の健康管理等にも十分注意すること。

ウ 常に運転業務員に対して注意を促すとともに、定期的に教育・研修を行い、安全運転の励行等を徹底すること。また、新たに運行業務に就く者に対しても同様とする。

エ 事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決し、応援車の手配等を適切に行うこと。

オ 事故発生による全ての費用は、受託者が負うこと。

※受託者に責がない事故の場合は、費用負担を要しない。

カ 事故発生時には、直ちに町に報告すること。

キ ダイヤの遅れ、乗りこぼし等の不測の事態への対応を適切に行うこと。

ク 苦情等への対応を適切に行うこと。

ケ 車いすの方がいすを畳んで乗り降りが出来るよう対応すること。その他、バリアフリー等の観点から、高齢者や障がい者、親子連れ（ベビーカーなど）がバスを利用しやすくなる方策について提案すること。

コ その他運行管理の取組を提案すること。また、町民のバス利用を促進する、利用者増加に向けた方策について提案すること。

### (3) 集計管理業務

ア 月別業務報告書として、月別の乗降者数と停留所別乗降者数、実車走行距離等を翌月の10日までに提出すること。

イ 年間業務完了報告書として、年間の乗降者数と停留所別乗降者数、実車走行距離等を年度末の翌月末までに提出すること。

### (4) 運賃徴収業務

ア 運賃は200円とする。ただし、未就学児は無料とし、小学生は半額とする。

イ 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（いずれについても、障害者手帳アプリを含む。）を呈示した者と、その介助者1人までについては、運賃を半額とする。

- ウ 運賃徴収の際に発生する釣銭等を準備すること。
- エ 徴収した運賃等は毎月締めとし、翌月10日までに町に納付すること。運賃収入は町に帰属するものとする。

## 9 運行車両

- (1) 運行車両は12人～14人乗りの自家用自動車1台とし、受託者において確保すること。事業用自動車ではなく自家用自動車である点に注意のこと。なお、当該自家用自動車は田原本町コミュニティバスであることを視認できるよう、当該自家用自動車に、田原本町コミュニティバスであることを示す着脱可能なステッカーを貼付することとする。ステッカーについては町で準備するものとする。
- (2) 運行車両の整備点検・修理時の代替車両(乗車定員が運行車両と同等以上のもの)を受託者において確保すること。
- (3) 運行車両の日常点検、清掃、燃料補給、車両修繕、法定点検整備、タイヤ等の交換を受託者において行うこと。これらの具体的方策について提案すること。

## 10 秘密の保持

本委託業務において、乗客の個人情報の取扱いには、田原本町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年3月田原本町条例第1号)等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払い、適正に処理しなければならない。

## 11 その他

- (1) 本委託業務にあたっては、総括責任者及び主任担当者を配置し、当町との連絡調整が円滑に実施できるよう、社内体制を整えること。
- (2) 停留所標柱の制作及び設置並びに時刻表の作成については、今回の業務には含まないものとする。
- (3) 燃料価格の動向や税制改正等、社会情勢の変化による事業費の見直しについては原則行わないこととする。